

令和6年2月市議会定例会 環境経済委員会資料

第41号議案 公の施設の指定管理者の指定について（長崎市池島炭鉱体験施設）

目次	(資料項)
1 施設の概要	2
2 指定管理者候補者の概要	3
3 指定の期間	3
4 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由	4
5 事業概要	4～6
6 今後の課題及び対応方針	6
7 指定管理委託料（指定管理者候補者からの提案額）	7
8 参考	7～8

文化観光部

令和6年2月

1 施設の概要

- (1) 名称 長崎市池島炭鉱体験施設
 (2) 所在地 長崎市池島町
 (3) 設置年月日 平成28年4月1日
 (4) 設置目的 日本の近代化以降の発展を支えてきた池島炭鉱の現場を体験する場を提供し、観光の振興及び池島の地域振興に資するため。
 (5) 施設の名称
 ア 坑内体験施設(トロッコ、その他の設備を含む。)
 イ 第3棟炭鉱住宅
 ウ 第2立坑見学広場
 (6) 開館時間 10時45分～17時00分
 (7) 休場日 毎週月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで(その他メンテナンスの日)
 (8) 使用貸借 公の施設として使用する土地、建物及び坑道等については、三井松島リソース株式会社から無償で貸与を受けている。
 (9) 使用料
 ア 坑内体験施設のみを利用する場合

区分		使用料(1人1回につき)	
		個人	団体(20名以上)
一般	使用料	2,720円	2,170円
小学校の児童又は中学校の生徒		1,360円	1,080円

イ 坑内体験施設及び坑外見学施設の両方を利用する場合

区分		使用料(1人1回につき)	
		個人	団体(20名以上)
一般	使用料	3,170円	2,530円
小学校の児童又は中学校の生徒		1,580円	1,260円

※「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童及び中学校の生徒を除く。)をいう

2 指定管理者候補者の概要

- (1) 名 称 三井松島リソース株式会社
- (2) 所在地 長崎市池島町776番地1
- (3) 代表者 代表取締役社長 和田 吉高
- (4) 設立年月日 平成9年4月1日
- (5) 主な事業
 - ア 各種資源の調査、評価、開発計画及び開発に関する設計、工事監理
 - イ 海外の石炭鉱山の経営及び操業監理
 - ウ 鉱山技術者の教育訓練及びコンサルタント
 - エ 鉱山用機器、探査用機器、土木建設機器の販売及び輸出入
 - オ 炭鉱施設を活用した観光事業
 - カ 一般及び産業廃棄物の運搬処理業
 - キ ア～カの事業に付帯関連する事業

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

〔理由〕

- (1) 本施設の体験コースである坑道については、現時点で大きく破損している箇所、破損が予想される箇所はないものの、操業開始時から既に60年以上が経過しており、令和5年3月に実施した調査・安全確認の結果、「4～5年程度の中短期であれば安全な運用が行えるものの、10年単位のような長期間の維持には何らかの対策が必要」との結果を得ている。
- (2) 本施設の強みは、炭鉱が操業していた際に、実際に採炭作業に従事していた炭鉱マンが、当時の様子やエピソードを交えガイドし、その指導の下、採炭体験ができることであるが、現在の指定管理者の、「ガイドが高齢化していることから、元炭鉱マンによる安定したガイドサービスの提供は令和6年度以降3年程度しか担保できないため、5年ではなく3年の指定期間としたい」という意向を踏まえたもの。

4 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由

(1) 選定方法 非公募

(2) 指定管理委託料(債務負担行為設定額) (単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
25,650	25,650	25,650	76,950

※利用料金制を採用しないため施設使用料は全額長崎市の収入

(3) 利用料金制を適用しない理由

本施設は離島にあることから、施設利用者の交通手段は船のみであり、荒天の際は池島に渡航することができないなど、施設利用者数が天候に大きく左右されることから、今後の施設利用者の見通しが立てづらい状況であり、収支状況の予測が難しいことから、今回も利用料金制を適用しない。

(4) 選定理由

現在の指定管理者である三井松島リソース株式会社は、池島炭鉱を運営していた三井松島産業株式会社(現:三井松島ホールディングス株式会社)のグループ企業であり、当該施設に係る土地建物の所有者である。よって炭鉱施設に精通した専門的な知識を有し、坑内体験で使用する炭鉱機材の操作方法も熟知しているなど、指定管理を行うことによって安全な管理運営が見込まれる。

また、坑内体験では、実際に池島炭鉱に従事していた元鉱員が当時の様子を説明するなど、施設利用者の満足度を高める効果も期待できるため。

5 事業概要

(1) 施設利用の許可に関する業務

ア 許可の判断に関する業務

イ 使用料の徴収に関する業務

(2) 炭鉱体験に関する誘導業務

ア コース（２種類）

（ア） 坑内体験のみ

（イ） 坑内体験＋坑外見学

※坑外見学では「第３棟炭鉱住宅」及び「第２立坑見学広場」を見学する

イ コースの内容

（ア） 坑内体験

a 池島港→（徒歩約300m）

b 池島炭鉱倶楽部（事前研修）→（キャップランプ・ヘルメット装着）

c トロッコ乗車

d 坑内体験（坑道掘進跡見学、ドラムカッター模擬運転等）

e トロッコ乗車

f 池島炭鉱倶楽部→（徒歩300m）

g 池島港

（イ） 坑外見学

a 池島炭鉱倶楽部→（コミュニティバスで池島高部へ移動）

b 第２立坑見学広場

c 第３棟炭鉱住宅→（郷地区を散策）

d 池島炭鉱倶楽部

e 池島港

(3) 利用促進に関する業務

ア チラシの作成及び配布

イ 取材等の対応

ウ 情報発信

エ 地域等との連携

- (4) 施設の保守点検に関する業務
消防設備点検等、施設の維持管理に必要な保守点検を行う。
- (5) 除草業務
利用者の安全面の確保及び施設の外観が分かるように、除草業務を定期的に行う。
- (6) 施設の修繕に関する業務
長崎市が委託料に含めて支払う修繕料の範囲内で対応する。
- (7) アンケートの実施
施設の運営管理やサービスについて、利用者の反応を検証するため、アンケート調査を実施する。

6 今後の課題及び対応方針

本施設は、国内で唯一、坑道内部に入って見学・体験できる貴重な施設であるとともに池島において交流人口を創出する施設であり、地元雇用の創出や地元企業の事業活動の場となっており、観光振興及び地域振興に寄与してきたが、利用者数は減少傾向にあるほか、長期的に施設を継続しようとする場合、坑道の安全確保や、老朽化した設備の更新費に多額な費用負担が見込まれる。加えて、施設の現状（安全性）、収支状況、ガイドの高齢化といった諸課題を抱えていることから、令和6年度中を目途に地元、交通事業者、指定管理者、DMOなど関係者のご意見もうかがいながら、施設の在り方を検討し、方向性を決定する。

7 指定管理委託料(指定管理者候補者からの提案額)

事項名	予算額(千円)
人件費(施設長、主任、パート職員、社会保険料)	12,176
一般管理費	1,983
福利厚生費	45
光熱水費(電気使用料、上下水道使用料)	576
燃料費	156
消耗品費	150
印刷製本費	175
通信運搬費	20
委託料(消防設備点検、受付業務、誘導業務ほか)	4,725
賃借料	897
その他(材料費)	220
役務費(手数料、電信電話料、保険料)	696
修繕料	1,500
消費税	2,331
合計	25,650

※利用料金制を採用しないため、使用料は全額長崎市の歳入となることから、必要経費が指定管理委託料となる。

8 参考

(1) 利用者数の推移

(単位：人)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	5,189	4,239	6,122	4,131	381	525	3,440

(2) 施設の位置及びコース

